

## 第7回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成24年1月17日14:00～  
議事堂3階301委員会室

### 1 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について

### 2 その他

#### 添付資料

- |          |   |
|----------|---|
| 資料 A     | 第6回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における議論の結果  |
| 資料 6 - 3 | 非常勤の特別職について   |
| 資料 8 - 1 | 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部対して文書による質問等を行うことができる規定(いわゆる「質問主意書」に類するもの)について      |
| 資料 8 - 2 | 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等をおこなうことができる規定(いわゆる質問主意書に類するもの)を設けているもの |
| 資料 9 - 1 | 地方公共団体における住民投票について  |
| 資料 4 - 1 | 議会の議決権及び知事等の執行権について   |
| 資料 4 - 2 | 他の道府県の議会基本条例における議会と知事等との関係等に関する規定   |

テーマ7：議員の定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定について

「議員の定数及び選挙区」については、「県民の意識等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行う」旨の条文を追加する。

また、「別に条例で定める、」等の条文は規定しない。

なお、「議員報酬及び費用弁償等」については、「議員報酬等に関する在り方調査会」の調査結論を踏まえ検討する。

## 非常勤の特別職とは、

(地方公務員法)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

2の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

6 特定地方独立行政法人の役員

## 非常勤特別職と一般の学識経験者との違い

おおよそ、以下の3点の違いが考えられる。

1 地方公務員としての地位にあるか否か。

2 検討に対する対価として、報酬として支払うのか、報償費(お礼)として支払うのか。

「報酬」とは、一定の役務の対価として与えられる反対給付

「報償費」とは、地方公共団体などの会計処理で使用される勘定科目の一つ。報償金・謝礼金・褒賞金・報奨金・賞賜金・買上金・賞金、および記念品等の物品購入代金の支払いなどを計上するために使用される。(出典：デジタル大辞泉)

3 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用を受けるのか否か。

## 議会の側から知事等執行部に対し文書により質問等を行うことや資料提出を要求することについて

### 1 知事等に対する文書による質問

#### (1) 国会が内閣に提出できる文書形式の国政に関する質問

国会の会期中、国会議員は内閣に対し、国政に関することについて文書の形で質問することができる。その質問書は、その国会議員が所属する議院の議長を通じて内閣に送られる。質問主意書を受け取った内閣は、原則として7日以内に文書で回答する。このときの回答は、閣議を通さなければならないことになっている。

委員会における口頭質問の時間は、会派(政党)の人数に比例して割り振られているので、無所属議員や規模の小さな政党が使える時間はわずかに限られてしまっている。そこで、例えば薬害エイズ事件での厚生省の情報公開など、質問主意書を使って政府の問題を追及することもある。

質問内容によっては回答期間を延期することもできるが、内閣は必ず回答を出さなければならない。閣議を経るということもあって、質問主意書に対する回答は、政府の公式見解として残ることになる。

(出典：Weblio 辞書)

#### 国会法(抄)

第74条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。 議長の承認しなかった質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議員に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかった質問について、その議員から要求があったときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第75条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から7日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁することができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第76条 質問が緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

< 参考先例 >

・ 衆議院先例集先例第 415

「質問主意書で資料を要求するものは、受理しない。議員の質問は、国政に関して内閣に対し問いただすものであるから、資料を求めるための質問主意書は、これを受理しない。」

・ 参議院先例録先例第 368

「単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。内閣に対し資料を求めることは質問ではなく、また、内閣に対する資料の要求は、議院又は委員会の議決によることを要するので、単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。」

(2) 文書質問制度について

第 5 回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において、県政に関する質問の方法の一つとして「文書質問制度」が検討された結果、特に制度化する必要はないとの結論になっている。

文書質問制度の概要

1 概略

議員が執行部に対し、文書で質問を行う方法。法令上の禁止規定はないので、会議規則に規定すれば制度を設けることができる。ただし、質問は口頭によることが原則であるので、例外的な取扱いとなる。

2 他県の状況

平成 21 年 6 月現在、北海道、東京都、神奈川県、長野県、石川県、徳島県に制度があり、東京都はかなり活発に文書質問が行われているが、その他は数件程度又は事例なしである。(全国都道府県議会議長会調べ)

3 東京都議会の事例

(1) 会議規則

(文書質問)

第 84 条 議員は、会期中執行機関等に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な趣意書を議長に提出しなければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して執行機関等に送付する。

4 議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配付する。

(2) 運用状況

・平成 20 年 29 件、平成 21 年 21 件、平成 22 年 29 件の実績がある。

・年に何回でも質問できるが、定例会で一般質問をした議員は、その会期中は質問できない。

#### 4 県内の事例（四日市市議会）

##### （1）議会基本条例

###### （文書質問）

第 16 条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならない。

##### （2）運用状況

- ・議員は、議会期間中を除き、文書により質問することができる。
- ・質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する。
- ・質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配付する。また、市議会ホームページ等で公開する。
- ・平成 23 年 5～11 月の間における当該制度の活用は計 13 件。

#### 5 メリット・デメリット

##### （1）メリット

- ・質問者の割り当てや質問時間の制限がない。
- ・会期中であればいつでも質問できる。ただし、会期ごとに提出期限は必要。
- ・細かなデータなどが正確に示される。
- ・公式の質問、答弁として会議録に記載される。

##### （2）デメリット

- ・執行部の負担が増える。
- ・本来、議会は議論する場であり、文書で執行部とやりとりしてしまうと、議論の過程や論点が不明確になる。
- ・本会議での質問との関連が分かりづらい。
- ・執行部との質問のやりとりが外部から分かりにくい。

#### 6 運用上のルール

文書質問の運用に当たっては、議会運営委員会において以下のような点について取扱いを検討する必要がある。

- ・会期中に限り認めることとし、乱用防止のため、回数制限等を設ける。
- ・会期中に回答する時間的余裕を確保するため、提出期限を定める。
- ・質問書及び答弁書は全議員に配付するとともに、会議録に掲載する。

## 2. 知事等に対する文書による資料提出の要求

宮城県や京都府、愛媛県の議会基本条例においては、議会が必要があると認めるとき知事等に対して資料の提出や意見の開陳、説明等を求めることができることが規定されている。これは、個々の議員が事案の所管部局に対して関連資料を要求したり依頼したりするのは異なり、議会が意思決定の上、知事等に対して本会議等における答弁と同様の政策についての公式な説明や見解を書面で求めることができるようにするものと見られる。

市町村の議会基本条例を中心に研究している学識者は、議会の側から政策情報を求めることについて、次のとおり言及している。

また、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、議会は調査を行い、証言や記録の提出を請求することができる。

これに関しては、以下の点等について十分な調査や検討、整理等が必要とみられる。

・この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求と地方自治法第 100 条第 1 項に基づく調査権の調査対象は、どのように使い分けるか。

・この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求に当たっても議会が必要であると認める意思決定は、議決が必要であるとみられる。地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく調査権の行使の場合と同様であり、新たに規定を設ける必要はあるのか。

・この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求があった場合、知事等から議会への資料の提出等について期限を設けるのか。

・この議会基本条例に基づいて議会が提出を要求した資料の作成に当たっては膨大な作業を伴う場合にはどうするのか。

### < 百条調査権 >

#### 地方自治法

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 (省略)

3 第 1 項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金に処する。

4 ~ 11 (省略)

本条の調査は、議会に対して認められたものであり、当然には常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の担任する権限ではない。したがって、委員会においてこれらの調査を行う場合は、その都度、議会の議決を要する。

(出展: 逐条地方自治法、松本英昭著、学要書房)

他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等を行うことができる規定（いわゆる質問主意書に類するもの）を設けているもの

条例名	議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等を行うことに関する規定	道府県からの回答等 資料提出等を求めることができるのは議会か、委員会か、各議員か。 知事等による対応に期限はあるか。 資料提出等に膨大な作業を要する場合や回答困難な場合、対応しないことは可能か。 地方自治法 100 条 1 項の規定に基づく調査権との違いはどうか。
議会基本条例において、知事等に対して資料の提出や説明、意見の開陳等を求めることができる規定を設けているもの		
宮城県議会基本条例 (平成 21 年宮城県条例第 43 号)	(資料の提出等の要求) 第 26 条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、 <b>知事等に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明を求める</b> ことができる。	具体的な案件が出た際に、課題を整理し検討することとしており、実際の運用は行われていない。 なお、議会基本条例制定前から、本県の委員会条例には、出席説明の要求とともに資料提出要求を規定しており(宮城県議会委員会条例第 20 条) 議案の実質的な詳細審査等を行う委員会においては、委員会の判断で必要な資料を、議長を経て要求できることとなっており、また、議員個人からの資料要求に対する執行部側の現実的対応もあり、議会全体として資料の提出等の要求をしようという状況は今のところ出ていない。 <逐条解説> 知事等に対する資料の請求は、現在でも事実上実施されているが、議案等の審議・調査をより一層充実するため、資料の請求と提供を制度的に保障するという観点から定めたもの。
石川県議会基本条例 (平成 22 条例第 29 号)	(議員の役割) 第 8 条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。 1 (略) 2 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、 <b>知事等に資料の提出又は説明を求める</b> ほか、国内外を問わず、必要な調査研究を行うこと。 3 (略)	各議員 期限は設けられていない 特に定められていない。前例なし。 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく調査権は、議会が主体となっているが、条例第 8 条では議員が主体となっている。
京都府議会基本条例 (平成 22 年京都府条例第 44 号)	(審議に関する資料の請求等) 第 14 条 議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、 <b>知事等に対し、当該審議に係る事項について、資料の提出、説明等を求める</b> ものとする。	～ 現段階では、特に具体的な手続等は定められていない。 条例第 14 条は、地方自治法第 109 条第 4 項等の審査に当たり、充実した審議を行うためには当然に必要な議会側の行為、姿勢を敢えて入念的に規定されたものである。 言うまでもなく、当該条項は、執行部側に応答義務を課すものではなく、その対応は任意のものであり、罰則等で担保されている地方自治法第 100 条第 1 項に規定されている調査権とは全く別のものである。
大阪府議会基本条例 (平成 21 年大阪府条例第 59 号)	(議員の活動原則) 第 3 条 (略) 2 議員は、府民の多様な意見を府政に適切に反映させるため、広く府域、府政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて <b>知事等に対し、資料の提出や説明を求める</b> ことができるものとする。 3・4 (略)	各議員 期限は設けられていない。 知事等に資料の提出や説明を義務付けるものではないため、対応しないことは可能である。 前例については、各議員の個別の活動になるため、議会事務局では把握していない。

<p>愛媛県議会基本条例 (平成 23 年条例第 34 号)</p>	<p>(県政に関する調査等の権限) 第15条 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 1 項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。 (重要な政策に関する資料の請求等) 第 16 条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。</p>	<p>議会であり、原則として議決によるものと考えている。 決定時に期限を設けるか、検討されるものと考えている。 「知事等は誠実に対応するものとする」としており、誠実対応と認められるのなら可能と考える。 なお、現状では、知事等から議会や議員(会派)への資料の提供及び説明は、十分行われていることもあり、この規定による請求自体の例がない。 あくまで、基本条例の規定は、知事への誠実対応を求めたものであり、地方自治法 100 条第 1 項の規定に基づく調査権とは、別個のものと考えている。</p>
--	---	---

議会基本条例において、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく調査の権限について規定しているもの

<p>北海道議会基本条例 (平成 21 年条例第 75 号)</p>	<p>(調査) 第 8 条 議会は、<u>法第 100 条第 1 項の規定により、議案又は道の事務に関する調査を行う</u>ほか、道政及び議会運営に関する具体的な課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。</p>	
<p>岩手県議会基本条例 (平成 20 年条例第 72 号)</p>	<p>(制度の積極的活用) 第 17 条 議会は、法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事項の追加、法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等<u>その他の法に規定する議会の権限に関する制度を積極的に活用するものとする。</u></p>	<p>&lt;逐条解説&gt; 地方自治法で規定されている議会の権限に関する制度は、次のとおり。 (5)調査権等(地方自治法第 100 条) 議会は、県の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求できる。</p>
<p>長野県議会基本条例 (平成 21 年条例第 43 号)</p>	<p>(県政に関する調査等の権限等) 第 7 条 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に発揮するため、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 1 項の規定による県の事務に関する調査の権限</u>その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。</p>	<p>審査の過程において、委員から執行機関に対し、資料要求があったときは、委員会で諮り、委員長が口頭で委員会としての資料要求を行う場合がある。 その際は、提出可能な範囲や期限において対応している。</p>

## 地方公共団体における住民投票

住民投票は、その制度設計について、対象事業の規制、発議者等の発議要件、投票者等の範囲、有効投票率の設定等成立要件、再投票の禁止期間の設定、投票時期、投票の区域といった諸論点が存在し、普通地方公共団体共通に制度的に導入すること自体、積極、消極の論がある。

地方公共団体の中には条例により一般的な制度を整備する例もあるが、国レベルでは整備されておらず、平成 18 年の第 164 回国会においては、地方自治法の一部改正案が審議された際、「住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束性の在り方等について、引き続き検討を行うこと」について配慮すべきことを政府に求める附帯決議がなされている。

(出典:レファランス2010.10「4 住民投票の法制化」行政法務調査室 末井誠史)

(以下、第 30 次地方制度調査会資料より抜粋)

### 1 住民投票の種類

#### (1) 諮問的住民投票

議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知るために行われるもの。投票の効果としては、議会又は長その他の執行機関に尊重義務を課すものが多い。

#### (2) 拘束的住民投票

投票の結果がその地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束するもの。拘束的住民投票は、法律に根拠がある場合のみ可能と解されている。

### 2 住民投票の類型

#### (1) 法律を根拠とするもの

地方自治特別法(レファレンダムの例)(憲法 95 条、地方自治法 261、262 条)

憲法 95 条に基づき「一の地方公共団体だけに適用される特別法」の制定に当たって住民投票を実施。 拘束型住民投票

レファレンダム：条例の制定・改廃等を行う際に、義務的に又は議会もしくは長の裁量によって任意的に住民投票に付するもの。

合併協議会の設置(イニシアティブの例)(市町村合併特例法 4 条、5 条)

直接請求で付された合併協議会の設置に係る議案が議会で否決された場合に、長による住民投票に付する旨の請求又は有権者の 6 分の 1 以上の直接請求により住民投票を実施。 拘束型住民投票

イニシアティブ：住民の直接請求により自ら提案する条例の制定・改廃等を直接又は間接(議会が否決した場合等)に住民投票に付するもの。

## (2) 法に基づかないもの

根 拠：条例、要綱など

発 議 者：住民(一定数の署名)、議会、長その他執行機関

投票権者：選挙権を有する者に限る(未成年、在留外国人を対象とする場合もあり)

投票手続、投票運動：条例

## 3 論 点

### (1) 総 論

議論する立場がそれぞれ異なる

- ・住民投票は、住民が直接その意思を表明することができることから、住民自治を確かなものとする上で有効であり、拘束性住民投票を含め、幅広く活用されるべきである。
- ・住民投票は、活用される局面に応じ、メリット・デメリットがあるため、要件、手続及び効果について代表民主制を補完する制度として制度設計すべきである。
- ・憲法上、地方公共団体も代表民主制を採用し、意思決定は議会(事案によっては長)が行うこととされており、また、住民投票はデメリットが多いことから議会又は長(あるいは双方)が機能不全に陥ったなど例外的な場合を除き、活用されるべきではない。

制度を検討する際の視点

- ・住民投票に内在する論点、メリット・デメリットは何か。(住民が意思を表明する手段としての評価、他の手段との比較あるいは代替可能性、情報提供の可能性と限界、法的効果、政治的影響等)
- ・直接民主制と間接民主制との関係からどう評価されるか。
- ・我が国の地方自治の現状からみてどう評価されるか。
- ・地方自治と国政、地域的利害と国民的利害との関係について、どう考えるか。
- ・これまでの活用の状況をどう評価すべきか。
- ・効果を諮問的とする場合、そもそも法律で定める必要があるのかどうか。
- ・幅広い事項を対象とする拘束的な住民投票を制度化することが可能なのかどうか。

### (2) レファレンダムを検討する際の基本的論点

住民投票制度(レファレンダム)の法制化を検討する際の最も基本的な論点は、「投票結果の効果」、「投票の対象事項」、「投票の発動要件」と考えられる。

諮問的住民投票の場合

#### ア. 対象事項

- ・投票結果に拘束されないことから、対象事項を無制限とし、国の事務に係る投票の実施も対象とするか。
- ・それとも次のような一般的な制限をかけるのか。(地方公共団体の事務(自治法2条)長その他の執行機関の権限(149条、180条の8等)議決事件(自治法96条))

#### イ. 投票の発動要件

- ・長又は議会の請求のいずれかによることとするか、あるいはその組み合わせも

あるか。

- ・一定の場合に、諮問的な住民投票の実施を義務付けることとするか。

拘束力のあるものとする場合

ア. 効力

- ・法的拘束力を持つということ、団体意思を決定する機関である議会の議決と同等の効力を持つものとするか、それとも長その他の執行機関の権限に係ることにも効力を持つこととするか。
- ・拘束力のある住民投票については、対象事項、発動要件や投票権者などは条例で規定するべきではないか。

イ. 対象事項

- ・対象事項は、例えば自治法 96 条の議決事件の範囲内とするなど、ある程度一般的に認めるべきか、それとも限定的なポジティブ・リストに絞るべきか。
- ・以下のような各国の立法事例が参考となるか。

< ポジティブ・リストの例 >

- ・義務的レファレンダム：憲法改正(スイス、アメリカ)、一定上の財政支出(スイス)
- ・任意的レファレンダム：自治体の所管事項のうち重要なもの(ドイツ、韓国)、自治体の排他的権能(イタリア)、請求者(議会又は長)それぞれの権限の範囲内(フランス)

< ネガティブ・リストの例 >

- ・特定個人に関する事項(スイス、フランス)、公務員の身分・報酬(韓国)

ウ. 投票の発動要件

- ・長の請求、議会の請求のいずれによることとするか、あるいは組み合わせもあるか。
- ・一定の場合に、拘束力のある住民投票の実施を義務付けることとするか。

### (3) イニシアティブを検討する際の基本的論点

イニシアティブは、住民が発案する条例案等に係る投票制度となるため、まずは現行の関連制度(自治法 74 条：条例の制定又は改廃に係る直接請求)の延長線上で、検討すべきではないか。

自治法 74 条の延長線上の制度

自治法 74 条の条例制定・改廃の直接請求について、議会が否決した場合に、一定の署名収集等の要件を付加して、諮問的又は拘束的なイニシアティブの制度を追加することについてどう考えるか。

(市町村合併特例法 4・5 条は、直接請求された議案について議会が否決した場合に、1/6 以上の署名収集又は長の請求により住民投票に付することとしている。)

対象事項等

ア. 自治法 74 条の延長線で考えれば、対象事項は、自治法 74 条の「条例」の範囲を全て対象事項とすることでもいいか。さらに対象とすべき事項(ネガティ

- ブ・リスト)はないか。それとも、一定のポジティブ・リストに限定すべきか。
- イ．対象事項については、諮問的とするか、拘束的とするかで考え方に差があるのではないか。
- ウ．より幅広い選択肢を示しつつ、間接民主制との調和を図る観点から、議会の対案を併せて住民投票に付すといった手続きを採り入れる必要はないか。( スイスでは、完成された草案の形式でイニシアティブがなされた場合、議会が当該提案に賛同しないときには、議会の側からの反対提案を併せて市民投票に付すことが認められている。)

#### 4 全国における住民投票の状況

##### ( 1 ) 住民投票条例の制定状況

	都道府県	市町村
市町村合併に係る住民投票についての条例	0	417
市町村合併以外の個別の争点に係る条例	1	27
上記以外の条例(常設型住民投票条例を含む)	2	161
計	3	605

(平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答(既に廃止されたものを含む)に基づく)

##### ( 2 ) 住民投票の実施状況

根 拠	都道府県	市町村
法律(合併特例法)	0	53(53)
条例	1	400(379)
要綱、その他	0	14(14)
計	1	467(446)

(平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ)

#### 5 三重県における住民投票条例の制定状況

##### ( 1 ) 原子力発電所設置に関するもの

###### 旧南島町

南島町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例(平成5年2月26日施行、平成7年3月24日一部改正)

###### 旧南島町

南島町における原子力発電所の建設に伴う事前環境調査についての町民投票に関する条例(平成7年3月24日施行)

###### 旧紀勢町

紀勢町における原子力発電所建設についての住民投票に関する条例(平成7年12月25日施行)

###### 旧海山町

海山町における原子力発電所誘致に対する賛否についての住民投票に関する条例(平

成 13 年 9 月 27 日施行)

( 2 ) 市町村合併に関するもの

**名張市**

「名張市が上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町と合併することの可否に関する市民投票条例」(平成 14 年 11 月 5 日施行)

( 3 ) 自治基本条例の中で規定されているもの

**伊賀市自治基本条例** (平成 16 年 12 月 24 日施行)

(市民投票の原則)

第 19 条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

(市民投票の実施)

第 20 条 市長は、有権者がその総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

**四日市市市民自治基本条例** (平成 17 年 9 月 1 日施行)

第 6 章 市民投票

第 22 条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。

**名張市自治基本条例** (平成 18 年 1 月 1 日施行)

(住民投票)

第 31 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第 32 条 永住外国人を含む 18 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成 (発議者を

含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

### 志摩市まちづくり基本条例（平成20年8月1日施行）

（住民投票）

第24条 市長は、市政に係る重要事項について広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者等の住民投票の実施に必要な事項及び投票結果の取扱い等を規定した条例を議会の議決を経て別に定める。

（住民投票条例の直接請求）

第25条 住民のうち選挙権を有する者は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

## 6 三重県内で実施された住民投票

### 旧海山町

海山町における原子力発電所誘致に対する賛否についての住民投票に関する条例（平成13年9月27日施行）に基づき、以下のとおり実施。

- ・投票日 平成13年11月18日
- ・投票総数 7,754票（投票率88.6%）
- ・投票結果 賛成32.4% 反対67.3%

### 名張市

「名張市が上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町と合併することの可否に関する市民投票条例」（平成14年11月5日施行）に基づき、以下のとおり実施。

- ・投票日 平成15年2月9日
- ・投票総数 38,596票（投票率58.64%）
- ・投票結果 賛成30.1% 反対69.9%

#### 名張市における市町村合併に係る市民投票の主な論点

##### 投票結果の尊重

条例第3条により、市長に市民投票結果の尊重義務を規定。

##### 投票資格者

条例第6条により、年齢満20年以上の永住外国人で引き続き3月以上名張市に住所を有する者を投票資格者に追加。

##### 投票の成立要件

条例上の規定はないが、投票率が50%未満の場合における投票結果の取扱いについては不明。（投票結果の尊重義務が発生する前提とするか）

<参考文献> 住民主体の地方行政システム(ぎょうせい)

## 議会の議決権及び知事等の執行権について

( 出典：逐条地方自治法、学陽書房、松本英昭著 )

日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 1 条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

この憲法第 92 条の規定は、第一は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の「大綱」は、国の法律で定めなければならないこと（法律の留保）を明らかにし、同時に他面において、国の法律に基づかない政令その他命令等によって定めたり、左右するべきではないことを示している。第二は、これに関する国の法律は、「地方自治の本旨」に基づいて定めなければならないことを定めている。この「地方自治の本旨」について学説は分かれるが、一般的には団体自治と住民自治の 2 つの意味における地方自治を確立することとされている。

団体自治：国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関によりその団体において処理すること。地域団体の国家からの独立に着眼したものの。

住民自治：地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること。意思形成にかかる住民の政治的参加の要素に着目したものの。

また、地方自治法は、憲法を直接に承けた地方自治の基本法的性格も含めた基幹法とされている。

## 1 . 地方自治法に規定される『議会』

- ・ 地方議会は、住民の代表機関であり、住民全体を代表する機関。
- ・ その機能は、自治立法（自主法）の定立、すなわち自治立法権を中核機能とする団体の意思決定機関であり、それを基盤として政策形成機能をも有する（政策形成機能は、執行機関も有する）。

また、執行機関を監視する監視機関としての機能を担っている。

さらに、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関でもある。

- ・ いうまでもなく議会は、普通地方公共団体の意思決定機関であって、普通地方公共団体の意思は、住民に代わって議会によって決定される。

しかし、普通地方公共団体の意思のすべてが議会により決定されなければならない訳ではない。意思決定機関としての議会が団体意思を決定する場合の権限は地方自治法第 96 条に掲げられているので、議会は同条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項の規定により議会の権限とされた事項について議会の議決により団体の意思を決定する。それ以外の場合は、執行機関たる長、各種委員会等が、自己の権限に属する事項につき、自ら決定し（自ら決定したことが団体の意思となる。）これを執行することとなる。

しかしながら、議会は予算の議決及び条例の議決を通じて、そのような事務についてもその意思を及ぼし得るわけであるから、議会が普通地方公共団体の運営全般にわたっての方針を決定するものであるということができる。

- ・ 第 96 条の議決権は議会の権限中最も基本的であり、本質的なものである。本条の議決によって、普通地方公共団体としての意思が決定する。議会の議決事項については、同条第 1 項において制限列举主義によっているため、法令に議会の議決を経べき定めがなく、かつ、同条第 1 項の第 1 号から第 14 号に掲げる事項に該当しない場合は、当該事項については、第 2 項の規定によって定められない限り、長その他の執行機関が、それぞれ自己の権限内で自ら決定し、それが団体の意思とされる。これらの執行機関の中では、長が各執行機関を所轄する立場にあるため、その権限について最も広い推定をうける。

## 2 . 地方自治法に規定される『執行機関』

- ・ 執行機関の組織についての特色は、首長が直接公選制とされていることのほか、執行権限が一の機関に集中されることなく、行政機能の種類及び性質に応じて、多くの独立の執行機関が設けられ、しかもそれらの機関の多くは、合議制の委員会としての構成がとられていることである。これは、権力の集

中を排除し、行政運営の公正妥当を期するとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保しようとするものであるといえる。

- ・ 第 138 条の 2 の規定において、執行機関は、自らの判断と責任において、事務を誠実に管理し及び執行する義務を負うとされており、普通地方公共団体の議会と執行機関は、それぞれ相互に独立対等な関係にあり、また、各執行機関相互間においても、その権限の範囲内にあつては独立の関係にあるから、管理及び執行に当たっては、議会の議決及び他の執行機関との関係について配慮するとしても、すべて自らの意思決定に基づいて行うべきことが明らかにされている。
- ・ 第 147 条に規定されている長の統括代表権とは、具体的な法律上の権限というよりは、むしろその地位の性格を表すもの。
- ・ 第 148 条（事務の管理及び執行権）においては、長は管理執行権の包括性及び網羅性が規定され、長は法律又は政令により他の執行機関の権限とされていない事務については、長が当然にその権限として処理することができる。
- ・ また、第 149 条（担当事務）において長の担当事務が規定されており、これは概括列举主義といわれ、同条各号に掲げられた事務が必ずしも長の担当事務のすべてを尽くしているものではなく、これら以外にもその権限に属する事務のあることを併せ示している。これは、長の権限の特殊な性格を示すものであり、長が広い権限の推定を受ける。

とはいえ、一旦議会において議決された議案は、それが普通地方公共団体の担当事務に関するものである限りは、その議決された議案の内容に従って長が事務を執行しなければならないので、長においてそれに異議があるとの理由で、その執行を拒むことを得るものではない。

## 他の道府県の議会基本条例における議会と知事等との関係等に関する規定

## 議会と知事等との関係等について、独立した章は設けて規定しているもの

条例名	議会と知事等との関係等に関する規定（逐条解説）
北海道議会基本条例 （平成 21 年条例第 75 号）	<p>第 5 章 知事等との関係            （知事等との関係の基本原則）</p> <p>第 20 条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、適切な関係を保持しながら共通の目標である道民生活の向上及び北海道の発展のため、自らの機能を有効に発揮しなければならない。</p> <p>（監視及び評価）</p> <p>第 21 条 議会は、知事等の事務執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。</p> <p>（政策立案等）</p> <p>第 22 条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、政策立案等を積極的に行うものとする。</p>
岩手県議会基本条例 （平成 20 年条例第 72 号）	<p>第 3 章 知事等と議会との関係            （知事等との関係の基本原則）</p> <p>第 9 条 議会は、二元代表制の下、知事等と対等で緊張ある関係を構築し、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県政の伸展のために活動するものとする。</p> <p>&lt; 逐条解説 &gt;            議会在、二元代表制の趣旨を汲み、常に、知事等と対等で緊張ある関係を構築し、これを保持するよう制度を運用することにより、二元代表制のもとで期待される両者の関係がより適切に機能することになる。</p> <p>2 議会は、知事等と異なる立場及び権能を生かし、活動しなければならない。</p> <p>&lt; 逐条解説 &gt;            知事等と議会は、それぞれに期待されるものが同じでなく、互いに異なる視点や機能、立場を有していることにより、相互の抑制と均衡が可能となっていることから、議会としては、この点を十分認識し、議会固有の機能が発揮されるよう活動することが求められる。</p> <p>（監視及び評価）</p> <p>第 10 条 議会は、予算、決算等の議案の審議及び審査のほか、報告等の受理、検査の実施、監査の請求、調査、承認、同意等を通じて、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び県民の意向を的確に把握しつつ能率的に行われているかどうかを監視するとともに、これが所期の効果及び成果をあげたかどうかを評価し、知事等に対し必要な是正措置又は対応を促すものとする。</p> <p>（政策立案及び政策提言）</p> <p>第 11 条 議会は、議員発議による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。</p>
宮城県議会基本条例 （平成 21 年宮城県条例第 43 号）	<p>第 5 章 議会と知事等との関係            （議会と知事等との関係の基本原則）</p> <p>第 16 条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に独立かつ対等の立場に立ち、その権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めるものとする。</p> <p>&lt; 逐条解説 &gt;            執行機関を牽制する役割を適切に果たすため、議会在知事等と独立かつ対等の立場に立ち、議会の権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めることを定めています。</p>

	<p>(監視及び評価)</p> <p>第17条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価し、必要に応じ、知事等に対し適切な措置を講ずることを促し、又は代案を提示するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による評価の結果を県民に対して明らかにするものとする。</p> <p>(政策立案及び政策提言)</p> <p>第18条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正並びに決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>
<p>神奈川県議会基本条例 (平成20年条例第68号)</p>	<p>第3章 県議会</p> <p>(県議会の役割)</p> <p>第8条 県議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議事機関として、県の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 自治立法権の担い手として、政策立案等を行うこと。</p> <p>(3) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。</p> <p>(4) 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。</p> <p>(5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。</p> <p>&lt;逐条解説&gt;</p> <p>1 「県議会の役割」として、よりよい県政の実現に向けて、知事等と切磋琢磨していく中で、県議会が県民に対し果たすことが期待される役目を定めた。県議会の役割は必ずしも本条に限定されるわけではなく、前条の県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させるための主たる役割を掲げたものである。</p> <p>2 第1項第1号から第5号までは、それぞれ、県議会の意思決定、政策立案、意見表明、監視・評価、県民への説明に係る役割を定めたものである。</p> <p>3 第1項第1号の「県の意思決定」とは、地方自治法第96条に定める団体意思決定をいう。</p> <p>4 第2号の「政策立案等」とは、条例の立案及び政策提言等をいう。</p> <p>5 第3号の「国等に意見表明を行う」とは、議会の機関意思として行うものであり、地方自治法第99条に基づき国会又は関係行政庁へ意見書を提出するほか、関係行政庁以外への意見表明や、決議により知事等へ意見表明することをも含むものである。</p> <p>また、「決議」とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意見を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決をいう。</p> <p>6 第4号の「監視」、「評価」は、審議・審査、事務検査、監査請求、決算の認定、決議等によって行われる。</p> <p>7 第5号の説明は、具体的には、本条例第12条により行われる。</p> <p>第5章 県議会と知事等の関係</p> <p>(知事等との関係)</p> <p>第13条 県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>&lt;逐条解説&gt;</p> <p>「立場」、「権能」は明確に区分できるものではないが、選出方法の相違や合議制(県議会)・独任制(知事)に係る相違、その他地方自治法により与えられている権限の相違等をいうものである。</p> <p>(質問等の充実)</p> <p>第14条 県議会は、会議等での質問及び質疑の充実に向け、一問一答方式その他の効果的な方法を選択するものとする。</p> <p>(県議会への説明等)</p> <p>第15条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。</p> <p>2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議</p>

	<p>に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。  (知事等の反問)  第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。</p>
<p>三重県議会基本条例  (平成18年三重県条例第83号)</p>	<p>第4章 知事等との関係  (知事等との関係の基本原則)  第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。</p> <p>&lt;逐条解説&gt;  「知事等と常に緊張ある関係」  知事等と議会は、ともに住民を代表する「二元代表制」の枠組みの中、国における与野党間の関係とは異なり、知事と議会が独立・対等の関係に立ち、相互にけん制・抑制することによって保ち続けることが求められる緊張ある関係を指す。  そもそも憲法第93条第2項は、地方公共団体の議事機関としての議会と、議会において決定された団体意思を執行する機関である長とに区分し、これら住民が選ぶ二元の代表がそれぞれを相互にけん制・抑制することにより、自治体運営が適正に行われることを意図したものと考えられる。  なお、国では、国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組閣し、国会に対して責任を負うという議院内閣制を採用しており、内閣総理大臣の母体となる党派とそうでない党派の間での緊張関係が存在し、県における議会と知事等との緊張関係とは異なるものである。</p> <p>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>&lt;逐条解説&gt;  議会と知事等はともに県民を代表する機関であるが、両者の立場及び権能については相違している。  すなわち、知事は「県を統轄し、代表する(法第147条)」とともに、「その事務を管理し、執行する(法第148条)」権能を有しているのに対し、議会は県の事務を執行する権限はなく、また、県を統括する代表機関でもない。  議会については、憲法第93条第1項では「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されており、条例の制定・改廃、予算の策定、決算の認定等(法第96条)、県の事務に関する書類の検閲、議決の執行及び出納検査(法第98条)、意見書の提出(法第99条)、県の事務に関する調査(法第100条)等の権限を有している。  このように、本項は、議会と知事等の有する立場及び権能には、おのずから違いがあるのであって、これらの違いを十分に認識した上で、議会として、その有する権能を十分に発揮すべく議会活動に取り組むことが求められていることを規定したものである。</p> <p>(監視及び評価)  第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。  2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p> <p>(政策立案及び政策提言)  第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>
<p>京都府議会基本条例  (平成22年京都府条例第44号)</p>	<p>第4章 議会と知事等  (議会と知事との関係)  第11条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。</p> <p>(事務事業等の点検、監視及び評価)  第12条 議会は、知事等が執行する施策及び事務事業について、点検、監視及び評価を行う責務を有する。  2 議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。</p> <p>(政策の提言及び提案)  第13条 議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。  2 議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。</p>

	<p>3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。</p> <p>(審議に関する資料の請求等)</p> <p>第14条 議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に係る事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。</p>
<p>奈良県議会基本条例 (平成22年奈良県条例第13号)</p>	<p>第5章 知事等と議会との関係 (知事等との関係の基本原則)</p> <p>第13条 議会は、二代表制の一翼として、議会が議決権を有し、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展のために努めるものとする。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第14条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているか監視し、並びに知事等の事務の執行及び成果について評価するものとする。</p> <p>(政策立案及び政策提言)</p> <p>第15条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。</p>
<p>広島県議会基本条例第五章 (平成22年条例第45号)</p>	<p>第5章 知事等との関係 (知事等との関係の原則)</p> <p>第12条 議会は、二代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事等との互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。</p> <p>(議会への説明等)</p> <p>第13条 議会は、知事等が予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、知事等に対し、その内容の説明を求め、政策提言等を行うものとする。</p> <p>2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(質問等の充実)</p> <p>第14条 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、一括質問、一問一答等の方式により、県民に論点を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>(知事等による確認)</p> <p>第15条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。</p>
<p>愛媛県議会基本条例 (平成23年条例第34号)</p>	<p>第5章 知事等との関係 (知事等との関係の基本原則)</p> <p>第15条 議会は、二代表制の下、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自らが持つ機能を遂行しなければならない。</p> <p>(監視、評価等)</p> <p>第16条 議会は、知事等の事務が適正、公平かつ効率的に執行されているかどうかを監視し、及び評価するとともに、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>(県政に関する調査等の権限)</p> <p>第17条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。</p>

	<p>(政策立案及び政策提言)</p> <p>第18条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>(重要な政策に関する資料の請求等)</p> <p>第19条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。</p>
<p>高知県議会基本条例 (平成21年条例第72号)</p>	<p>第6章 知事等との関係</p> <p>(基本原則)</p> <p>第23条 議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第24条 議会は、知事等の事務執行が適正、公平かつ効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切に対応するよう促すものとする。</p> <p>(政策立案及び政策提言)</p> <p>第25条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>(知事等の質問趣旨確認)</p> <p>第26条 知事等は、本会議及び委員会における質疑及び質問に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨を確認することができる。</p> <p>(議会への説明等)</p> <p>第27条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。 (2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。</p>
<p>鹿児島県議会基本条例 (平成22年条例第38号)</p>	<p>第5章 知事等と議会との関係</p> <p>(基本原則)</p> <p>第22条 議会は、二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第23条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>(政策立案及び政策提言)</p> <p>第24条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>(議会への説明)</p> <p>第25条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。 予算を調製したとき。 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p>

議会と知事等との関係等について、独立した章は設けていないものの、規定を設けているもの

条例名	議会と知事等との関係等に関する規定（逐条解説）
<p>福島県議会基本条例 （平成 20 年福島県条例第 66 号）</p>	<p>第 2 章 議会の機能 （知事等との関係）</p> <p>第 7 条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。</p> <p>&lt; 逐条解説 &gt;</p> <p>前文においては、「知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のため全力を尽くすことを誓う。」としている。議員の合議体である議会と知事は、県民の直接選挙により選ばれた県民の代表であり、県民は議会と知事という二つの代表を持っているといえる（二元代表制）。</p> <p>このような議会と知事は、互いに異なる特性と機能を有している。すなわち、議会が合議制の機関であるのに対して、知事は独任制の機関であるという異なる特性を有し、また、議会が議事・議決機関であるのに対して、知事は執行機関であるという異なる機能を有している。</p> <p>このように議会は、知事との異なる特性と機能を生かしながら、役割分担の関係を尊重し、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のために、自らの機能を遂行しなければならない。</p>
<p>石川県議会基本条例 （平成 22 年条例第 29 号）</p>	<p>第 2 章 基本理念 （議会と執行機関との関係）</p> <p>第 3 条 議会は、二元代表制の下、知事との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促すものとする。</p>
<p>大分県議会基本条例 （平成 21 年大分県条例第 32 号）</p>	<p>第 2 章 議会の役割と機能 （知事等との関係）</p> <p>第 7 条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。</p> <p>&lt; 逐条解説 &gt;</p> <p>前文には、「ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である」としている。議員の合議体である議会と知事は、県民の直接選挙により選ばれた県民の代表であり、県民は議会と知事という二つの代表を持っている（二元代表制）。</p> <p>議会と知事は、互いに異なる特性と機能を有している。すなわち、議会が合議制の機関であるのに対して、知事は独任制の機関であるという異なる特性を有し、また、議会が議事・議決機関であるのに対して、知事は執行機関であるという異なる機能を有している。</p> <p>このように議会は、知事との異なる特性と機能を生かしながら、役割分担の関係を尊重し、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のために、自らの機能を遂行しなければならない。</p>

## 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の展開（案）

第1回検討会	7月15日	正副座長の選出	今後の進め方
第2回検討会	9月6日	条例の検証に当たって検討すべき課題	
第3回検討会	9月30日	条例の検証に当たって検討すべき課題	
		34項目のうち9項目を優先して検討することを整理	
第4回検討会	10月31日	最高法規性	議決責任 政策形成
第5回検討会	11月25日	議会及び知事の関係	反問権(質問趣旨確認)
第6回検討会	12月20日	附属機関・調査機関・検討会等	
		議員定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等	
第7回検討会	1月17日	文書質問権(資料要求)	住民投票
第8回検討会	2月13日	参考人招致	主要項目の再検討
第9回検討会	3月 日	中間まとめ(主要項目)	議会改革推進会議役員会へ報告
第10回検討会	4月 日	他項目の検討	
		条例改正案の作成	
第11回検討会	5月 日	条例改正案の検討	
〔知事との協議(執行部からの聴取) 5月 必要に応じ〕			
役員会	5月 日	条例改正案の報告(意見交換)	各会派で議論
パブリックコメント	6月	県議会HPで掲載(2週間程度)	
第12回検討会	6月	県民意見を踏まえ条例修正案について検討	
役員会・総会	6月 日	条例最終案の報告(意見交換)	
代表者会議・議会運営委員会	6/26	条例議案の協議	
本会議	追加議案上程 6/27	本会議採決 6/27	